

2023年以前にNISA口座で購入されたお客様へ

非課税保有期間終了後についてのお知らせ

一般NISA口座で保有する投資信託は、購入した年を含め5年間、つみたてNISA口座で保有する投資信託は、購入した年を含め20年間が非課税保有期間となっております。

保有する投資信託は、非課税保有期間が終了した時点で課税口座へ移管されますが、その際には以下の点にご注意ください。



重要

- ・ 非課税保有期間が終了した投資信託は、翌年1月1日に課税口座へ移管されます。非課税保有期間が終了する年は、下記をご確認ください。
- ・ 課税口座へ移管される際は、非課税保有期間が終了する年の最終営業日の時価で移管されます。移管後に譲渡される場合は、移管時の時価が課税口座における取得価額となり、それをもとに利益に対して課税されます(損益通算等が可能です)。また、移管後に支払われた配当等も課税されます。
- ・ 当組合にて一般NISA口座やつみたてNISA口座とあわせて特定口座を開設されている場合は、特段のお手続きをすることなく特定口座に移管されます。
※ 特定口座をお持ちの方で、一般口座への移管を希望される場合は、所定の依頼書をご提出ください。特定口座をお持ちでない場合は、特段のお手続きをすることなく、一般口座に移管されます。
- ・ 一般NISA口座やつみたてNISA口座から2024年以降のNISA(成長投資枠・つみたて投資枠)へのロールオーバーはできません。

(参考)NISAでの購入年と非課税保有期間が終了する年

一般NISA		つみたてNISA	
購入年	非課税保有期間の終了	購入年	非課税保有期間の終了
		2018年	2037年末
2019年	2023年末	2019年	2038年末
2020年	2024年末	2020年	2039年末
2021年	2025年末	2021年	2040年末
2022年	2026年末	2022年	2041年末
2023年	2027年末	2023年	2042年末

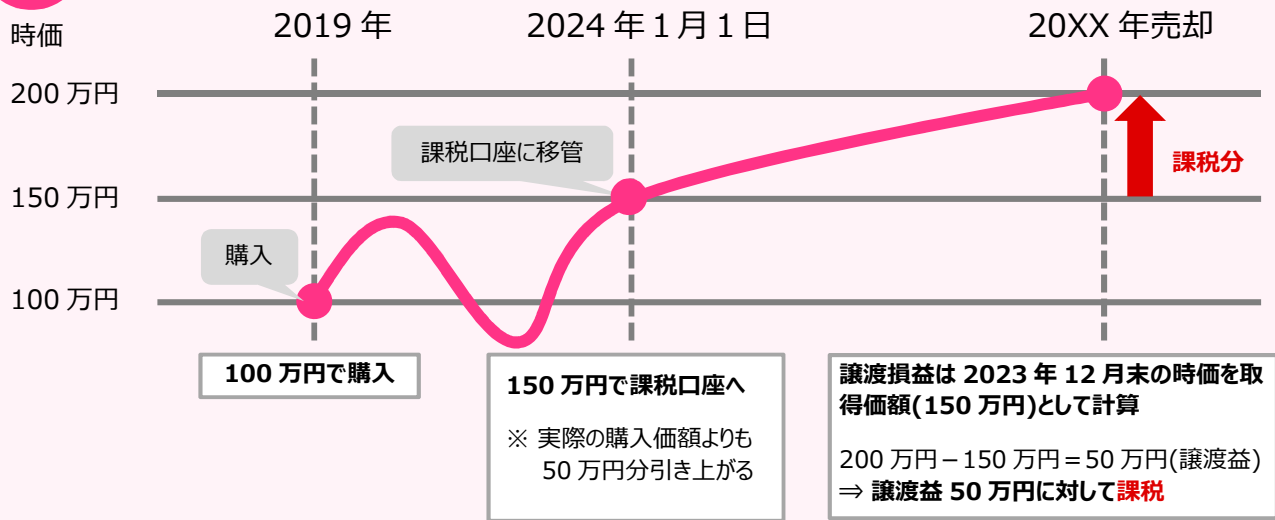
課税口座へ移管後の課税事例については、裏面をご覧ください。

お問い合わせ先 登録金融機関番号 : 関東財務局長(登金)第289号
銚子商工信用組合 本店所在地 : 〒288-0043
千葉県銚子市東芝町1-19
加入金融商品取引業協会 : ありません
当信用組合への連絡方法 : 業務推進部 0479-22-5335

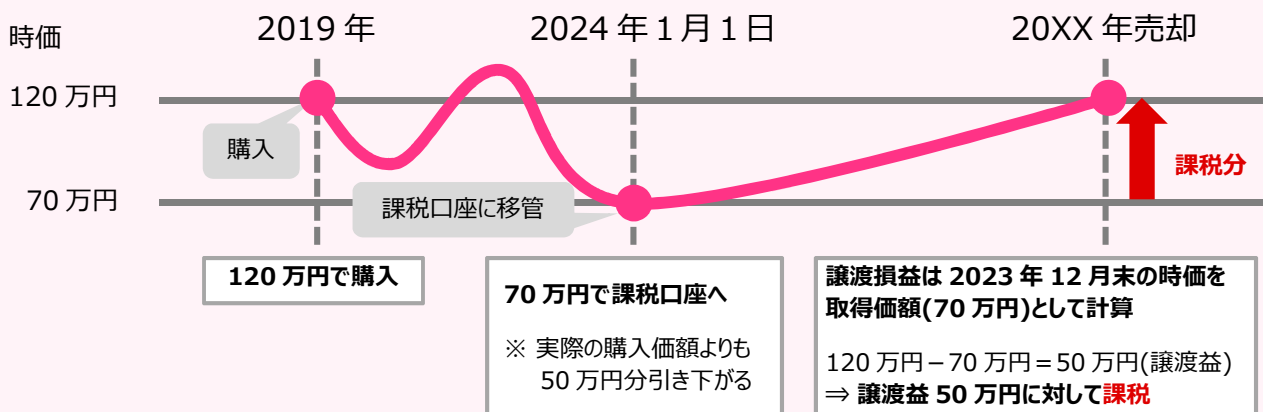
課税口座へ移管後の課税事例

▶ 非課税保有期間が終了する年の最終営業日の時価が課税口座における取得価額となり、**譲渡時には取得価額をもとに利益に対して課税されます**(損益通算等が可能です)。

例 100 万円で購入した投資信託を、150 万円で課税口座へ移管後、200 万円で売却



例 120 万円で購入した投資信託を、70 万円で課税口座へ移管後、120 万円で売却



課税口座へ移管した時の時価が当初の購入額より下落している場合でも、その後時価が上昇した時点で売却すると、課税口座へ移管した時の時価との差額が譲渡益となり課税されます。

※2023年4月時点の法令を基に作成しています。
お手続きの詳細は当組合までお問い合わせください。